

女性活躍推進法、次世代育成支援対策推進法に基づく一般事業主行動計画

社会医療法人 あいざと会では、職員が仕事と子育てを両立させることができ、職員全員がその能力を十分に発揮できるよう、次の行動計画を策定します。

1. 計画期間 2025年4月1日 ～ 2030年3月31日
2. 目標と取組内容・実施時期

目標1：(職業生活に関する機会の提供に関する目標)

女性管理職を70%程度に増やし、管理職の男女比が同程度になるようにする。

〈実施時期と取組内容〉

- ・2025年6月～ 各部署で上司が社員の育成計画を作成する。
- ・2026年4月～ 女性役職者を対象として、女性の部長が育成を図る。
- ・2029年4月～ 男女公正な昇進基準となっているか検証し、必要に応じて基準の見直しを行う。

目標2：(職業生活と家庭生活との両立に関する目標)

男性職員の育児休業取得率を75%以上とする。

〈実施時期と取組内容〉

- ・2025年6月～ 男性職員が利用しやすい環境づくりを推進する。
- ・2025年10月～ 育児休業取得に関する制度や取得事例について周知する。
- ・2027年4月～ 配偶者が出産した男性職員を対象として、部署全体の業務配分についての見直しを実施する。

目標3：(次世代育成支援対策推進法に基づく目標)

子の看護休暇制度を拡充する。

〈実施時期と取組内容〉

- ・2025年6月～ 子の看護休暇制度のニーズを調査する。
- ・2027年4月～ 社内電子掲示板などによる社員への周知を行う。

- ・ 男女の賃金の差異 （男性の賃金に対する女性の賃金の割合）

全職員	79.7%
正規職員	82.8%
非正規職員	59.1%

対象期間：令和7年度（令和7年4月1日から令和8年3月31日まで）

賃金：基本給、時間外勤務に対する報酬、賞与を含み、通勤手当を除く。

- ・ 管理職に占める女性労働者の割合：60.9%

- ・ 男性育児休業率（令和7年度）：66.7%

女性育児休業率（令和7年度）：100%

- ・ 有休取得率：82.1%

（R6.3.1からR7.2.28有休付与者）